

東北地区所有者不明土地連携協議会 設立総会（議事要旨）

1. 開催日時

平成31年1月30日（水） 13:30～15:30

2. 場 所

仙台合同庁舎B棟 12階大会議室

3. 出席者【資料1】

国土交通省土地・建設産業局、国土交通省東北地方整備局、法務省仙台法務局

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市

東北弁護士会連合会、東北ブロック司法書士会、日本行政書士会連合会東北地方協議会、東北不動産鑑定士協会連合会、日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会、（一社）日本補償コンサルタント協会東北支部

4. 議 事 等

（1）開 会

（2）あいさつ

【国土交通省土地・建設産業局長 野村 正史】

- ・我が国では、人口減少に伴う土地利用ニーズの低下や土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加している。
- ・所有者不明土地の円滑な利用を進めるため、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立したところ。
- ・所有者不明土地法を円滑に施行していくためには、この「所有者不明土地連携協議会」が中心的な場となるものであり、国土交通省としてもこの協議会を活用して所有者不明土地対策に取り組んでいく。
- ・東北地方においては東日本大震災での経験を活かし、全国でも先駆となってこの協議会を盛り上げてもらいたい。

【国土交通省東北地方整備局長 高田 昌行】

- ・所有者不明土地は、東日本大震災における防災集団移転事業などでも問題となったところ。
- ・地方公共団体においては、用地取得事務に関して専門的な知識を有した職員の不足がある。
- ・このため、本協議会を通じて連携し合い、所有者探索のために必要な公的情報の利用や、所有者不明土地問題の解消に向けた取組の情報共有などを行っていく。
- ・また市町村に対する支援として、整備局本局に相談窓口を設置するとともに、講習会の開催等によって用地取得事務に関するノウハウを積極的に提供していきたい。

【法務省仙台法務局長 西江 昭博】

- ・所有者不明土地問題の要因の一つとして、相続登記が未了のまま放置されている土地が相当数存在するという現状がある。
- ・法務局においては司法書士会及び土地家屋調査士会と連携し、相続登記の促進に向けた広報活動を行ってきたところ。
- ・平成29年5月には「法定相続情報証明制度」の運用が開始され、また今回成立の所有者不明土地法においては、長期相続登記未了土地の解消に向けた作業を進めているところである。
- ・またその他の施策として、変則型登記の解消作業に向けた体制整備、民事基本法制の見直し、登記簿と戸籍等の連携による土地所有者情報を円滑に把握出来る仕組みの構築に取り組むことを掲げている。
- ・所有者不明土地問題の解決には関係省庁及び関係団体の連携・協力が必要であり、この協議会によってより一層の連携強化を図っていきたい。

(3) 協議会設立手続き【資料3】【資料4】

事務局から協議会設立趣旨(案)の説明及び協議会規約(案)の説明を行い、出席者の承認をもって協議会の設立を確認した。

※各構成員からのあいさつ(情報提供)

【青森県】

- ・昨年8月に所有者不明土地法の説明会を開催(92名の参加者)。
- ・現在手数料条例の策定作業中であり、2月議会に議案提示予定。
- ・市町村に対するアンケートの結果、地域福利増進事業の活用を検討しているとの回答が2件あったため、県としても協力していきたい。

【岩手県】

- ・東日本大震災の復興特区制度を活用し、99%まで用地取得が完了したところ。
- ・所有者不明土地法により、より一層の所有者不明土地の利活用が図られるため、復興の一助となるものと期待しているところ。
- ・現在年に数件程度の不明裁決を行っている状況であるが、土地収用法の特例による裁定申請についても今後数件程度は出てくると考えている。
- ・地域福利増進事業について現時点では要望が無いが、今後内容について周知を行うことにより、活用が見込まれるところである。また市町村からは法の説明会や用地事務に関する支援の要望が出ている。

【宮城県】

- ・復興事業の用地取得率93%。残りの土地には所有者不明土地も含まれている。
- ・今までは不明裁決により土地を取得していたが、土地収用法の特例制度の活用により円滑化が図られると考えている。
- ・現時点では地域福利増進事業の予定は無いが、今後NPOの活動などを契機に市町村にも動きが出てくるものと考えており、県としても市町村支援に向けて努力していきたい。

【秋田県】

- ・現在手数料関係条例の制定作業中。
- ・市町村アンケートの結果によると、所有者不明土地の関係で影響があった案件

もあり、町道整備事業や市役所庁舎の整備事業で該当があった。

- ・また市町村からは、今回の協議会を通じた講習会の開催や情報提供に期待を寄せる意見もあった。
- ・昨年7月の水害によって大規模な用地買収を伴う事業を行う必要があり、今回の法律による新たな制度を活用していきたい。

【山形県】

- ・手数料条例の策定については2月議会に議案提示している。
- ・平成元年以降の収用裁決の実績として、26件の裁決中9件が所有者不明案件であった。
- ・また高規格道路の整備事業においても、所有者探索に時間を要している実態がある。
- ・地域福利増進事業については現段階では予定無しだが、市町村からは当該事業に関する情報提供をお願いしたいとの要望が寄せられている。

【福島県】

- ・沿岸部の復興事業において所有者不明土地が問題となっており、様々な制度を活用して解決を図ってきたところ、現在帰宅困難地域を除いた約95%の用地取得が完了している。
- ・今後帰宅困難地域の用地取得において、取得が困難な事案については今回の所有者不明土地法を含む様々な制度を活用したい考えである。
- ・また地域福利増進事業の裁定手続きについても、円滑な執行に努めていきたい。

【仙台市】

- ・所有者不明土地が懸案になっている事業は幸いにして無い状況であるが、今後増えていくことが想定されるので、その対応について検討していきたい。
- ・協議会を通じて情報共有を図っていきたいので、協力をお願いする。

【東北弁護士会連合会】

- ・毎回の理事会において復興事業の取組について報告を受けている。
- ・岩手県沿岸部の復興事業において所有者不明土地の問題があり、当該問題について立法提言した経緯もある。
- ・今回の協議会設立については、理事会においても報告し、協力していきたいと思う。

【東北ブロック司法書士会】

- ・震災後不在者財産管理人制度や相続財産管理人制度などで、司法書士会としても協力してきたところ。
- ・現在は法務局における長期相続登記制度の関係で相続人調査を行っている。今後も協力していきたい。

【日本行政書士会連合会東北地方協議会】

- ・被災4県の行政書士会の会員からは、今までも所有者不明土地問題に対して問題提起がなされてきた。
- ・被災地における相談事業においても、所有者不明土地の問題については様々な相談を受けてきた経緯がある。

- ・この協議会を通じて、行政書士会としても情報共有に努めていきたい。

【東北不動産鑑定士協会連合会】

- ・福島県の収用委員会に在籍した経験から、福島県の沿岸部の復興事業においては共有地が多く、所有者不明土地問題が多かったと認識している。
- ・今回成立した法律の円滑な活用に協力していきたい。

【日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会】

- ・日本土地家屋調査士会連合会の計画でも所有者不明土地問題は重要課題として取り上げられているところ。
- ・調査士会としては筆界確定のプロとして、関係機関と連携を図りながら協力していきたい。

【（一社）日本補償コンサルタント協会東北支部】

- ・用地取得業務関係の委託を受けている中で、多数相続や共有地などにおける用地取得の困難性を実感している。東北支部全体として協力していきたい。
- ・東北支部においても今後所有者不明土地法の勉強会を開催する予定であり、支部全体として情報を共有していきたい。

(4) 所有者不明土地に関する情報提供

- ・所有者不明土地法の施行について【資料5】
国土交通省土地・建設産業局企画課 益本企画専門官から別添資料により情報提供を行った。
- ・法務局の所有者不明土地への取組について【資料6】
法務省仙台北法務局民事行政部不動産登記部門 高橋首席登記官から別添資料により情報提供を行った。
- ・今後のスケジュールと用地業務における市町村支援について【資料7】
国土交通省東北地方整備局用地部用地企画課 表課長から別添資料により情報提供を行った。